

# 大井九条の会

大井九条の会  
事務局連絡先  
83-2358 二上

日本国憲法 第二章 戦争の放棄  
第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 2月2日の定例会では

学習では、トランプ政権に対して日本の外交はどうあるべきかについて2つの資料で論議しました。ただアメリカについていくだけではない自主的な外交の必要性などを学びました。

8月行事について検討して、朗読劇の方向で準備することになりました。また戦時体験集IVをどのような内容にするかについても論議しました。

### 1. 主権者としての民主主義とは

隣国の韓国で昨年(二〇二四年)十二月、尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領が「非常戒厳」を発令し、議会の停止、集会・ストライキの禁止、報道の統制などを謀り、国民の権利と民主主義が脅かされる事態が発生しました。

## 韓国のクーデターと日本の民主主義

夜中にもかかわらず、大統領によるクーデターと言っても良い「非常戒厳」の発令に対しソウル市民をはじめとする韓国国民は、民主主義が脅かされる危機感と怒りを持って国会議事堂前に集まり、「非常戒厳解除決議」の可決をめざす議員たちの議事堂入りを助け、尹大統領の糾弾と「戒厳解除」の可決を求めて訴えました。出席議員は与党も含め全会一致で「解除」を決議し、尹大統領は「非常戒厳解除」に追い込まれました。

日本では、「非常戒厳」に抗議する韓国国民の民主主義に対する意識の高さを非常に評価する言説があった一方で、「選挙で選んだ大統領にデモや集会で辞任を要求するのは、それこそクーデターである」、「韓国は軍事独裁の時代があったからだろうが、日本ではそんなことはないのだからデモも集会も必要ない」など、「民主主義II選挙」に矮小化した民主主義の

とらえ方、選挙で選ばれた者を絶対化して異論を挟むことを否定的にとらえる言説も目立ちました。韓国では、かつて軍事独裁政権の

次回定例会  
・3月15日(土)  
14時~16時  
生涯学習センター  
第3会議室

暗く恐ろしい記憶があり、民主主義が壊されることに強い危機感を持っています。たとえ選挙で選ばれた、あるいは自分で選んだ行政の長や議員であっても、「当選人に白紙委任をすることが民主主義」とはとらえていません。日本では一般的に政府を批判する意見を冷笑し、邪魔扱いをする傾向が強いと感じられます。それだけに政府によって民主主義が脅かされた時、果たしてそれに抗うための行動を起こせるのか疑問です。「日本はアジアにおける民主主義の先進国」であるかのように思われていますが、それは錯覚です。世間の同調圧力が強く、「長いものに巻かれがちな傾向のある日本国民が主権者意識を感じることはほとんどなく、真の民主主義の立場からは、韓国に後れを取っていると言っても過言ではないと思います。



### 2. 憲法への「緊急事態条項」創設の危険性

日本維新の会の馬場信幸前代表が、Xで韓国での「非常戒厳」の動きを受けて、「このような混乱を生むような事態を防ぐためにも憲法改正で『緊急事態条項』を整備すべき」などと、的外れであるだけでなく、国民の立場から見ればまったく逆転した言説を投稿しました。これに対して「むしろ尹大統領のやったことこそが、『緊急事態条項』の実践。だから、憲法に『緊急事態条項』など書き込ませてはならない」という理性的で的確な反論がありました。報道ではあまり取り上げられませんが、尹大統領は「非常戒厳」を発する理由として、「国会議員選挙で不正があった」などともに「従北勢力による脅威」、「共産主義の影響」を持ち出しています。このクーデターに同調した軍の高官は、北朝鮮との軍事境界付近で北朝鮮を挑発して衝突を起こさせ、「非常戒厳」の「正当化」を補強する計画まで立てていました。今回の韓国の事態は、日本の憲法に「緊急事態条項」を新たに設けることの危険性を示して

います。「緊急事態条項」は、内乱等の社会秩序の混乱などで首相が「緊急事態」を宣言すると、内閣が法律と同一の効力を持つ政令を制定し、国民の自由や権利を制限できるといいます。馬場前代表は緊急事態条項が「権力の暴走を止める装置」だとも投稿して述べていますが、事態は逆で緊急事態条項が「権力の暴走をもたすもの」だといえるべきです。

### 3. 「親日政権」と「反日政権」の おかしな「基準」

大統領自らが事実上のクーデターを起こした今回の件で、日本での韓国の政権への評価について非常に気になったことがあります。

日本ではマスコミも含めて、韓国が保守政権であった場合は「親日政権」、非保守政権の場合は「反日政権」と呼ぶことが半ば当たり前になっています。しかしこの「親日」、「反日」を分ける「基準」が実にクセモノです。

ちょうど六十年前の一九六五年、日本は朝鮮半島南側の韓国と「国交正常化」をしました。「反共」軍事独裁政権であった韓国と結ばれた「日韓基本条約」では、日本のかつての植民地支配や侵略戦争への加担強制などの責任はかなりの曖昧にされました。このことから、韓国国民の間には韓国政府や日本に対する不満がたびたび高まりました。その際、韓国国民の声をウヤムヤにして抑え付け、日本の政財界と結び付けようとする政権がある一方、植民地支配・侵略戦争の損害・被害の声を受けて日本にも厳しい注文を付ける政権が存在しました。

日本ではマスコミも含めて、日本の責任を曖昧ウヤムヤにして前面に出さない政権を「親日政権」、日本の責任を問いつらかの注文を付けて来る政権を「反日政権」と位置付けています。おそらく、このような「基準」で相手国の政権を評価する国は、日本以外にはあり得ないと思います。今年「戦後八十年」を迎える年です。植民地支配・侵略戦争に対する責任に真に向き合い、歪んだ「基準」で韓国の政権を判断するという習慣は止めるべきでしょう。

隣国の事件により、日本国憲法の制定経緯や内容、その憲法をどのように運用して活かしていくのか、「対岸の火事」で済まらず今一度歴史から学び、改めて日本国憲法に何が書かれているのか、趣旨も含めて見つめ直す必要がある気がします。

山岸 和典

